

「地域力」のあるまち草津  
みんなで広げる地域福祉 人にやさしい福祉のまち

# 第2期 草津市地域福祉計画



## 地域福祉計画とは

### みんなで取組むための指針としての「地域福祉計画」

地域福祉計画は、市民をはじめ行政、社会福祉協議会、企業、学校、商店など地域のさまざまな団体・機関がみんなで地域福祉を進めていく上での共通の理念や目標を定め、その実現に向けてそれぞれができることに取組むとともに、互いに協力していくための指針となるものとして策定するものです。



# 1

## 計画策定の背景



### 社会構造の変化

少子高齢社会の到来や成長型社会の終焉、また国内産業が海外へ転出することにより国内生産力が低下する産業の空洞化、そして近年の深刻な経済不況がこれに追い打ちをかけ、高齢者や障害者などの生活上の支援を要する人々は一層厳しい状況におかれています。また、青少年や壮年層においても、生活不安とストレスが増大し、自殺やホームレス、家庭内暴力、虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

### 「地域力」の低下

核家族化の進行などにより、これまでの伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど「地域力」の低下が社会問題化しています。

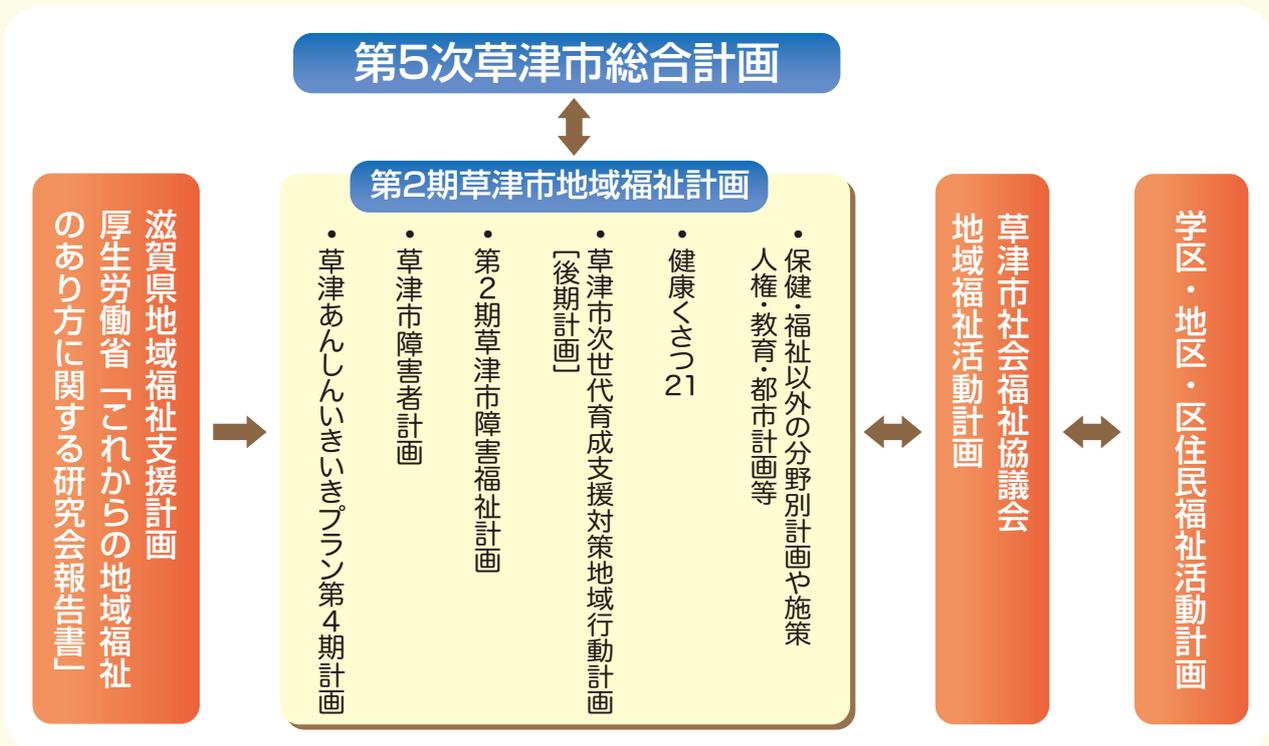


# 2

## 計画の位置づけ



この計画は、社会福祉法第107条の規定による法定計画(市町村地域福祉計画)で、平成17年10月に策定した「草津市地域福祉計画」の理念を継承しています。また、「第5次草津市総合計画」を上位計画とし、基本構想で掲げるまちづくりの基本方向の1つである『「安心」が得られるまちへ』を実現するための計画としての性格を持ちます。



# 3

## 計画の期間



この計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間とします。



# 4

## 計画の基本理念と計画推進の基本的な視点



### 基本理念

「地域力」のあるまち草津  
～みんなで広げる地域福祉  
人にやさしい福祉のまち～

### 計画推進の基本的な視点

#### ① ひとりひとりを認めあうまちづくり

- すべての市民が、人間としての尊厳を持ち、お互いの人権を尊重し、自分らしく、いきいきと生きていける社会をめざします。

#### ② 支えあい、助けあうまちづくり

- 地域住民相互の助けあいや協力のもと、住民主体の活動を展開し、自助、共助による支えあい、助けあうまちづくりをめざします。

#### ③ みんなで創るまちづくり

- 行政・市民・企業や商店・社会福祉施設・学校等がともに地域の福祉課題を共有し、また課題解決のための柔軟な取組を協働で進めます。
- 地域福祉の推進を図るため、市民コーディネーター（調整役）を育成し、地域の独自性を活かした、住民主体の地域づくりを進めます。



# 5

## 第2期計画の重点プログラム



### 重点プログラム 1 住民が進める地域福祉

#### ① 市民コーディネーター（調整役）の育成

地域づくりを進めるキーパーソン（鍵となる人材）として、市民コーディネーターの育成支援に努めます。

#### ② 子どもや青年層、壮年層等の幅広い担い手の育成

地域福祉の幅広い担い手として、若者や団塊の世代など退職者の参加促進のため、地域福祉についての啓発やボランティア講座の開催、ボランティアのきっかけづくりなどを行います。

#### ③ 身近な地域でのちょっとしたボランティア活動をしやすい仕組みづくり

誰でも気軽にボランティア活動ができるよう、地域での仕組みづくりに取組みます。

### 重点プログラム 2 草津市社会福祉協議会のつなぎ機能を活用したセーフティネット（安全網）の強化

地域で支援を必要とする人の見守りや福祉課題に対応する新たなサービスの提供など、市社協のつなぎ機能を強化し、多様な人や団体・組織等との連携強化を図ります。

### 重点プログラム 3 要援護者支援体制づくり

災害時にも要援護高齢者などが、安心して避難し、避難所での生活が送れるよう、学区・地区・区での支援体制づくりを進めます。

### 重点プログラム 4 身近な地域での相談・情報提供・ふれあいの場づくり

身近な地域で、大人も子どもも、障害のある人も外国人も、誰もが気軽に立ち寄り、情報交換やふれあいのできる場づくりを進めます。



基本理念

基本目標

基本方向

基本施策

「地域力」のあるまち草津

「みんなで広げる地域福祉」

「人にやさしい福祉のまち」

① みんなで育てあう人づくり

① 福祉意識の醸成

- ① 人権教育・啓発活動の推進
- ② 互いに分かりあえる人づくり
- ③ あらゆる暴力の防止

② 担い手の育成

- ① ボランティアの育成
- ② 活動のきっかけづくり
- ③ コーディネーターの育成

③ 福祉学習の推進

- ① 学校教育
- ② 生涯学習(社会教育)
- ③ 交流・ふれあいの場づくり

② みんなで支えるまちづくり

① 地域のネットワークづくり

- ① 各種活動団体の連携強化
- ② 相談・対応ネットワーク体制の充実
- ③ サービス提供事業者や企業、商工会議所等との連携の強化

② 地域資源の有効な活用

- ① 住民活動の促進
- ② 民間事業者の地域貢献の促進
- ③ 地域福祉活動の場づくり

③ 関係団体の活動強化

- ① 草津市社会福祉協議会の機能強化
- ② NPO・ボランティア等への支援

③ みんなで創る人にやさしい福祉のまち

① 福祉サービス利用の支援

- ① 権利擁護の推進
- ② サービスの評価と質の向上
- ③ 相談体制の充実
- ④ 利用者の立場に立った情報発信

② 安全に暮らせる地域づくり

- ① セーフティネット機能の強化
- ② 要援護者対策の推進
- ③ ユニバーサルデザインの推進

③ 協働の推進

- ① 行政の推進体制の強化
- ② 市民との協働による計画の進行管理



基本目標

## ① みんなで育てあう人づくり

### 基本方向 1

### 福祉意識の醸成

市民誰もが福祉に関心を持つとともに、お互いに人権を尊重しあい、共に生きる社会づくりを進めるため、人権にかかわる基本的な考え方の普及・啓発を図ります。

#### 人権教育・啓発活動の推進

主な施策

- 学校における人権教育の推進
- 市民に対する人権啓発・教育の推進
- 事業所等における人権教育の推進
- 啓発活動の推進

#### 互いに分かりあえる人づくり

主な施策

- 外国人や障害のある人との交流の促進
- 男女共同参画についての意識啓発

#### あらゆる暴力の防止

主な施策

- 配偶者等に対する暴力の防止
- 児童・高齢者・障害のある人に対する虐待の防止
- 相談体制の充実

### 基本方向 2

### 担い手の育成

地域福祉活動やまちづくり活動などに、これまで参加が少なかった人たちの参加を促進するため、活動のきっかけづくりに努めます。

#### ボランティアの育成

主な施策

- 学校等教育機関と地域との連携強化
- 地域のニーズに応じたボランティアの育成
- 認知症サポーターの養成と活動の促進
- 団塊の世代等の参画促進のための研修の実施
- 社会福祉施設や医療機関等との連携によるボランティア活動の場の提供
- 学区・地区ごとの地域ボランティアの登録・活動機会の提供等の仕組みづくり

#### 活動のきっかけづくり

主な施策

- 親子でボランティアに参加できる機会の提供
- 老人クラブ活動の促進
- 大学と社会福祉施設、地域団体、企業、商店等の連携による若者の地域福祉活動の参加機会の提供
- 福祉を考える啓発イベント等の開催

#### コーディネーターの育成

主な施策

- 市社協のコーディネート(調整)機能の充実
- 市民コーディネーターの育成



### 基本方向 3

### 福祉学習の推進

市民一人ひとりが福祉に関する関心を高め、思いやりや支えあい、助けあいの心を育てるため、子どもの頃から生涯を通じて福祉学習を受ける機会の提供を進めます。

#### 学校教育

主な施策

- 福祉体験学習の推進
- 親子学習の機会づくり



#### 生涯学習(社会教育)

主な施策

- 福祉教育についての啓発
- 地域での子どもの体験学習の開催
- 地域福祉に関する講座の開設
- 行政職員及び教職員の福祉学習の推進

#### 交流・ふれあいの場づくり

主な施策

- 地域での世代を超えたサークル活動の促進
- 健康づくりや食育等を視点とした世代間交流の促進
- 子どもや青年層の多様な体験・参加の場の提供
- 社会福祉施設の地域への開放や地域住民との交流の促進
- 身近な地域での交流の場づくり



基本方向 1

地域のネットワークづくり

地域で支援を必要とする人を見逃さず、適切にサービスにつなげられるよう、また、市民の多様な相談に対応できるよう、地域で福祉活動を実践している団体や地域を限定せずに活動しているNPOやボランティア団体と行政や市社協、専門機関などとの連携を強化します。

各種活動団体の連携強化

主な施策

- 民生委員児童委員活動の市民に対する周知
- 地域懇談会への各種地域団体や社会福祉施設等の参加促進
- 困難な状態に陥った場合に援助したり、そうなることを防止するセーフティネット(安全網)の構築

相談・対応ネットワーク体制の充実

主な施策

- 地域の身近な相談窓口と市行政の各担当窓口等との連携強化
- 専門相談機関と市行政各担当窓口、専門相談機関同士の連携強化
- 市社協の心配事相談の充実
- 市社協による福祉分野のプラットフォーム(情報交換や連携の場)づくりの促進

サービス提供事業者や企業、商工会議所等との連携の強化

主な施策

- 地域と社会福祉施設や企業、商店との連携の促進

基本方向 2

地域資源の有効な活用

地域のさまざまな生活課題に対応し、自主的な地域住民や地域団体等が支えあいや助けあいの活動を進められるよう、市社協と連携して支援するとともに、社会福祉施設をはじめ企業等の地域貢献を促進します。

住民活動の促進

主な施策

- 地域の特性に合った小地域福祉活動の促進
- 地域福祉活動等の先進事例の情報提供
- 地域活動のPR

民間事業者の地域貢献の促進

主な施策

- 大学との連携による学生ボランティアの活動促進
- 企業や商店、社会福祉法人等の社会貢献の促進
- 社会福祉法人の人材活用

地域福祉活動の場づくり

主な施策

- 小地域福祉活動の拠点の確保
- 学校や空き店舗等の有効活用
- 市民センターの機能強化

基本方向 3

関係団体の活動強化

地域住民の多様な福祉課題に対応するため、市社協の団体間の連携や調整等つなぎ機能等の強化を図るとともに、地域を限定しないいわゆるテーマ型などの活動との連携を図ります。

草津市社会福祉協議会の機能強化

主な施策

- 地域福祉活動の支援体制の強化
- 地域福祉懇談会の継続支援
- 分野を超えた各種関係機関・団体などとのつなぎ機能の活用強化
- 地域住民の主体的な活動支援

NPO・ボランティア等への支援

主な施策

- ボランティア研修の充実
- ボランティア団体やNPOなどの相互交流や連携の場づくり
- ボランティアセンター機能の充実
- まちづくり活動に対する支援
- コミュニティビジネスなどについての研究、検討



※コミュニティビジネスとは、地域の人材や施設、技術や知識などの情報といった資源を生かしながら、地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取組むものをいいます。新たな創業や雇用の創出とともに、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。

基本方向 1

福祉サービス利用の支援

認知症や知的障害などにより判断能力が十分でない人が、地域において福祉サービスや地域での支えあいや助けあいの活動を利用しながら自立した生活が送れるよう、市社協と連携し日常生活自立支援事業など権利擁護制度の利用を促進します。

権利擁護の推進

主な施策

- 地域福祉権利擁護事業の周知と利用促進
- 成年後見制度の普及と、福祉・医療・介護の連携した利用しやすい体制の構築

サービスの評価と質の向上

主な施策

- 事業者のサービスの自己評価の促進
- 第三者評価制度の利用啓発
- 事業者職員やサービス提供者の研修充実についての働きかけ
- 地域での新たな福祉ニーズの掘り起こしとサービス事業者への発信



相談体制の充実

主な施策

- 身近な地域での相談窓口の充実
- 専門相談機関と地域での相談窓口との連携
- 市民センターの機能の強化（再掲）
- 関係課や関係機関との連携の強化
- 相談窓口の住民に対する周知

利用者の立場に立った情報発信

主な施策

- 窓口担当職員の接遇の向上
- 高齢者や障害のある人などに対する情報の提供
- パソコンや携帯情報の活用
- 市社協における地域福祉関連情報の共有化



基本方向 2

安全に暮らせる地域づくり

住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり、安全に安心して暮らすことができるよう、セーフティネット機能の強化を図るとともに、災害時の要援護者対策について要援護者の把握から個人の支援プランづくり、地域の避難体制の確立等、総合的な対応を進めます。

セーフティネット機能の強化

主な施策

- ひとり暮らし等高齢者世帯の見守り
- 地域の生活課題や支援を必要としている人の把握
- 自治会への加入の促進
- 孤立死防止等の見守り活動の促進
- 子どもの登下校時の見守り等防犯活動の促進

要援護者対策の推進

主な施策

- 災害時要援護者避難支援プランの推進
- 地域の防災体制づくり、防災訓練の促進
- 災害ボランティアコーディネーター（調整役）の養成
- 福祉避難所の確保

ユニバーサルデザインの推進

主な施策

- 歩道や道路、交通安全施設の計画的な整備
- 公共バスの利便性の向上
- 施設の改良・整備

※ユニバーサルデザインとは、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常によりよいものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、だれもが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。



この計画は、草津市の地域福祉推進の指針であることから、関係部局がそれぞれの事業について、地域福祉推進の視点に立って、横断的に連携した施策を推進していきます。

行政の推進体制の強化

主な施策

- 地域福祉計画の職員への周知
- 保健・福祉部門間、他部門との連携・調整
- 行政と社協との定期的な連絡会議
- 行政とサービス事業者との連絡会議

市民との協働による計画の進行管理

主な施策

- 地域福祉計画の普及啓発
- 市民との協働による進行管理
- 進捗状況の評価、検証と結果の公表
- 地域福祉懇談会の継続開催



8

地域福祉推進の各主体の役割



みんなで基本目標達成に向けて取組みましょう！

草津市

- 地域福祉計画の策定・点検・評価
- 福祉サービスの基盤整備と調整
- 福祉サービスの適切な利用支援
- 地域福祉推進に市民誰もが参画できる仕組みづくりや環境整備
- 地域での対応が困難な課題に対して他の専門機関等との連携・協力による専門的な対応 等

草津市社会福祉協議会

- 地域福祉活動計画の策定・点検・評価
- 生活に密着したニーズの把握と解決のための仕組みづくりの推進
- 地域づくりの支援
- 民間と行政の取組の橋渡しと協働による新たな仕組み等の創出
- 情報の提供、相談対応、権利擁護
- 当事者等の組織化と連携
- 住民活動に対するコーディネート(調整)機能 等

誰もが  
安全で安心して、  
自立した生活を  
送れる  
地域社会づくり

市民

(居住者、地域団体、企業・大学等)

- 住民福祉活動計画の策定・点検・評価
- 福祉サービス等の利用
- 地域福祉やまちづくり活動の担い手
- 社会貢献
- 行政や専門機関、事業者等との連携・協力
- 地域活動の主体的な取組
- 地域で支えあう共助の取組 等

サービス提供事業者

- 利用者の自立支援
- サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開
- 他のサービス提供者や地域福祉活動を行う人との連携・協力
- 市民や団体による地域福祉活動の支援、協力、参加 等

